

4 秋田県飲酒運転追放県民運動

1 運動の目的

県民の願いにもかかわらず、依然として後を絶たない飲酒運転の根絶を図るため、県民一人一人の自覚を促し、「飲酒運転は絶対にしない、させない運動」を推進する。

2 運動の期間

4月1日から翌年3月31日まで

(強調期間: 8月1日から8月31日までの1か月間、12月1日から12月31日までの1か月間)

3 運動の重点

- (1) 飲酒運転の根絶に向けた環境づくりの促進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (3) 飲酒運転をさせない運転者教育の推進

4 主な推進事項

推進項目	推進事項
飲酒運転追放意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">○ 各種講習会、研修会において、飲酒運転による交通事故事例を紹介して、飲酒運転の危険性と本人、家族、職場に及ぼす影響の重大性の理解を図る。また、飲酒運転に関する罰則及び行政処分の内容を周知して、飲酒運転防止意識の向上を図る。○ 交通事故被害者の手記などの交通事故被害者等の声を反映した啓発活動等を実施して、飲酒運転根絶意識の醸成を図る。
飲酒運転をさせない環境づくり	<ul style="list-style-type: none">○ 飲酒運転追放宣言など、地域、職場、家庭等が一体となり、飲酒運転をさせない環境づくりを促進する。○ 自転車と特定小型原動機付自転車についても「飲酒運転」と「酒類の提供・車両の提供・同乗」が法律で禁止されていることについて周知を図る。○ 酒類を提供する飲食店では、来客への呼び掛け等により、運転者への酒類提供禁止を徹底する。○ 飲酒場所に自動車で行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲酒しない人を決めて、飲酒後自宅まで送るハンドルキーパー運動を推進する。○ 家庭では、アルコール検知器を活用した車両運転前の体調確認を徹底する。○ 職場では、運行管理者や安全運転管理者等のアルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯びの有無の確認及び記録を徹底する。○ 飲酒運転取締りを強化する。